

地方支 分 局	文部省教育施設 出張所	計	六八七人	各支 部の 定数とする。
計			一五一人	
計			二、一〇〇人	

2 各支部分局、各所轄機関及び地方支分部分局において、この省令で定め
る定数の範囲内において、文部大臣が別に定める。

附 則

1 この省令は公布の日から施行し、昭和二十四年六月一日から適用す
る。

2 各支部分局、各所轄機関及び地方支分部分局において、この省令で定
める定数を超える員数の職員は、昭和二十四年九月三十日までの間は、
その定数の外に置くことができる。

3 支部分局に置かれる職員等の定員に関する省令（昭和二十三年文部省
令第二十三号）は、廃止する。